

令和5年9月8日招集

令和5年 第4回(9月)

**佐渡市議会定例会議案**

佐 渡 市

## 目次

議案第94号	佐渡市電気自動車等用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について	1
議案第95号	佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第96号	佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第97号	佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約の変更について	10
議案第98号	和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について	11
議案第99号	令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について	12
議案第100号	令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	12
議案第101号	令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	12
議案第102号	令和5年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	12
議案第103号	令和5年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について	12
議案第104号	令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について	12
議案第105号	令和5年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について	12
議案第106号	令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について	12

議案第107号 令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算  
(第1号) について

12

議案第94号

佐渡市電気自動車等用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について

佐渡市電気自動車等用急速充電器の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月8日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市電気自動車等用急速充電器の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が設置する電気自動車等用急速充電器（以下「急速充電器」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 急速充電器の設置場所は、別表第1のとおりとする。

(使用時間及び使用料)

第3条 急速充電器の使用時間及び使用料は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、使用時間を変更し、又は使用を制限することができる。

(使用料の免除)

第4条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときはこれを免除することができる。

- (1) 市が行政目的のために使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第6条 急速充電器の使用において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車及び通行を妨げること。
- (2) 駐車中の他の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 充電が完了したにもかかわらず、駐車スペースに駐車し続けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、急速充電器の使用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第7条 急速充電器の使用における電気自動車等の盗難、損傷、及び駐車場内の事故等によって生じた損害その他火災等不可抗力によって生じ

た損害については、市は賠償の責めを負わない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

- 2 急速充電器を損傷し、又は滅失させた者は、速やかに市長に報告するものとし、市長の指示により速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設置場所	所在地
小木行政サービスセンター	佐渡市小木町1940番地1

別表第2（第3条関係）

設置場所	使用時間	使用料
小木行政サービスセンター	午前8時30分から午後5時15分までとし、1回当たりの使用時間は30分以内とする。	1回当たり500円

議案第95号

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月8日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例

佐渡市立学校設置条例（平成16年佐渡市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

南佐渡中学校	佐渡市羽茂本郷47番地
赤泊中学校	佐渡市赤泊2457番地

」

を

「

南佐渡中学校	佐渡市羽茂本郷47番地
--------	-------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第96号

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月8日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例

佐渡市火災予防条例（平成16年佐渡市条例第308号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃	不燃以	開放式	組込型こん	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の
				ろ・グリル付こんろ・グリドル						

備料外		付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ						側方又は後方の離隔距離を示す。
		据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
		据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
固体燃料 以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200	
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
	使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の佐渡市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第97号

佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約の変更について

令和3年議案第135号をもって議決を経て締結した「佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約」について、契約金額を下記のように変更する契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

「1,782,000,000円」を「1,965,979,400円」に変更する。

令和5年9月8日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第98号

和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 和木漁港 港整備交付金工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 235,400,000円
- 4 契約の相手方 有限会社 菊池組  
佐渡市両津夷268番地7  
代表取締役 菊池 光浩

令和5年9月8日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

- 議案第99号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第100号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について  
（予算書別紙添付）
- 議案第101号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1  
号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第102号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ  
いて  
（予算書別紙添付）
- 議案第103号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）につ  
いて  
（予算書別紙添付）
- 議案第104号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）  
について  
（予算書別紙添付）
- 議案第105号 令和5年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第106号 令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第107号 令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）につい  
て  
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

# 議案第 99 号

## 《令和 5 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 5 号）概要》

### 1. 補正予算について

- ・国の「物価高克服に向けた追加策」に伴う事業の経費を計上
- ・自治体 S D G s モデル事業に要する経費を計上
- ・令和 5 年 7 月下旬からの干ばつによる農地等の災害復旧事業に要する経費を計上
- ・その他の経費については、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を行うほか、6 月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

### 2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	52,866,212
補正額	725,112
累計予算額	53,591,324

### 3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	79,141
（うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	53,212 千円）
県支出金	12,378
繰入金	△399,748
繰越金	911,572
その他	121,769

### 4. 主な補正項目

(単位：千円)

#### 1) 国の「物価高克服に向けた追加策」に伴う事業

(事業内容)

①【新規】プレミアムどこでも商品券発行事業（原油価格・物価高騰対策） 【産業振興課】 補正額：208,524 千円 燃料高騰等による物価上昇に直面する市民の家計負担の軽減を図るため、プレミアム商品券を発行する経費を計上。
②ゼロカーボンアイランド推進事業【総合政策課】 補正額：6,000 千円 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高い給湯器等の導入を支援する経費を増額計上。
③【新規】温泉運営費（原油価格・物価高騰対策）【健康医療対策課】 補正額：192 千円 民間の温泉等入浴施設に対する電気料金等の高騰分について支援する経費を計上。
④子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（原油価格・物価高騰対策） 【子ども若者課】 補正額：3,500 千円

物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対する給付金について家計急変世帯の給付要件が緩和されたことに伴う経費を計上。

**⑤【新規】土地改良区等支援事業（原油価格・物価高騰対策）【農林水産振興課】**

補正額：348千円

エネルギー消費量2割低減を目指す土地改良区等に対する電気料金等の高騰分について支援するための経費を計上。

**⑥指定管理施設燃料費等高騰対策事業【高齢福祉課、農業政策課、社会教育課】**

補正額：1,216千円

本市が所管する公共施設のうち指定管理者が運営する施設における光熱水費等の高騰分について指定管理委託料を増額するための経費を計上。

**2)【新規】自治体SDGsモデル事業【総合政策課】**

補正額：23,776千円

(事業内容)

自然エネルギーを活用したモデルとして太陽光発電による電力供給ができる避難所やEVカー充電設備の整備に要する経費及びSDGs普及イベントを開催するための経費を計上。

**3) 農地単独災害復旧事業【農林水産振興課】**

補正額：20,000千円

(事業内容)

令和5年7月下旬からの干ばつに伴い、ひび割れ等の被害を受けた農地等の復旧費を支援する経費を計上。

**4) 企業誘致・スタートアップ支援事業【移住交流推進課】**

補正額：2,967千円

(事業内容)

両津港に直結しているSADO PORT LOUNGE（佐渡ポートルounge）に移住や企業誘致、関係人口拡大の相談窓口を設置し、相談窓口機能を強化するとともに、恒常的に首都圏と繋ぐ窓口機能を整備するための経費を計上。

**5) 対岸市等交流拡大推進事業【観光振興課】**

補正額：5,543千円

(事業内容)

台湾高雄市との友好交流協定締結を好機ととらえ、佐渡の認知度向上と佐渡への誘客促進を図るため、台湾において佐渡製品の販売を行うための経費を計上。

# 令和5年度 一般会計補正予算(第5号) 事業概要一覧

事業名	概要	担当課	
1) 国の「物価高克服に向けた追加策」に伴う事業			
①	<p>【新規】プレミアどこでも商品券発行事業(原油価格・物価高騰対策)</p> <p>予算額[208,524] 財源[[臨]45,456 [[諸]150,000 [[一]13,068]</p>	<p>燃料高騰等による物価上昇に直面する市民の家計負担の軽減を図るため、プレミア商品券を発行する経費を計上。</p> <p>○発行規模:30,000冊(1冊:額面500円×12枚) ○販売価格:1冊5,000円(額面6,000円) ○購入限度額:1人2冊10,000円まで(額面12,000円) ○申込方法:紙またはWEBでの受付</p>	産業振興課
②	<p>ゼロカーボンアイランド推進事業</p> <p>予算額[6,000] 財源[[臨]6,000]</p>	<p>家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高い給湯器等の導入を支援する経費を増額計上。</p>	総合政策課
③	<p>【新規】温泉運営費(原油価格・物価高騰対策)</p> <p>予算額[192] 財源[[臨]192]</p>	<p>民間の温泉等入浴施設に対する電気料金等の高騰分について支援する経費を計上。</p> <p>○交付対象者:公衆浴場業を営む事業者のうち同施設内で宿泊業を営んでいない事業者 ○補助額:燃料費及び電気料金の価格高騰分</p>	健康医療対策課
④	<p>子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(原油価格・物価高騰対策)</p> <p>予算額[3,500] 財源[[国]3,500]</p>	<p>物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対する給付金について家計急変世帯の給付要件が緩和されたことに伴う経費を計上。</p>	子ども若者課
⑤	<p>【新規】土地改良区等支援事業(原油価格・物価高騰対策)</p> <p>予算額[348] 財源[[臨]348]</p>	<p>エネルギー消費量2割低減を目指す土地改良区等に対する農業用水利施設の電気料金等の価格高騰分について支援するための経費を計上。</p> <p>○交付対象者:土地改良区または土地改良区連合 ○補助率:国70%、県10%、市10% ○補助額:前年度からの価格高騰分</p>	農林水産振興課
⑥	<p>指定管理施設燃料費等高騰対策事業</p> <p>予算額[1,216] 財源[[臨]1,216]</p>	<p>本市が所管する公共施設のうち指定管理者が運営する施設における、光熱水費等の高騰分について指定管理委託料を増額するための経費を計上。</p> <p>○支援対象施設:西三川複合施設(デイサービスセンター・真野第2保育園)、トキ交流会館、両津野球場、佐渡市総合体育館</p>	高齢福祉課 農業政策課 社会教育課
2)	<p>【新規】自治体SDGsモデル事業</p> <p>予算額[23,776] 財源[[国]12,276 [[一]11,500]</p>	<p>自然エネルギーを活用したモデルとして太陽光発電による電力供給ができる避難所やEVカー充電設備の整備に要する経費及びSDGs普及イベントを開催するための経費を計上。</p> <p>○事業内容 太陽光発電による電力供給ができる避難所の整備 SDGs普及イベントの開催</p>	総合政策課
3)	<p>農地単独災害復旧事業</p> <p>予算額[20,000] 財源[[県]10,500 [[一]9,500]</p>	<p>令和5年7月下旬からの干ばつに伴い、ひび割れ等の被害を受けた農地等の復旧費を支援する経費を計上。</p> <p>○補助率50%(県35%、市15%)</p>	農林水産振興課

## 令和5年度 一般会計補正予算(第5号) 事業概要一覧

事業名		概要	担当課
4)	企業誘致・スタートアップ支援事業 予算額[2,967] 財源[[国]1,227] [[一]1,740]	両津港に直結しているSADO PORT LOUNGE(佐渡ポートラウンジ)に移住や企業誘致、関係人口拡大の相談窓口を設置し、相談窓口機能を強化するとともに、恒常的に首都圏と繋ぐ窓口機能を整備するための経費を計上。	移住交流推進課
5)	対岸市等交流拡大推進事業 予算額[5,543] 財源[[国]2,771] [[一]2,772]	台湾高雄市との友好交流協定締結を好機ととらえ、佐渡の認知度向上と佐渡への誘客促進を図るため、台湾において佐渡製品の販売を行うための経費を計上。	観光振興課

※ 一覧表中、〔臨〕は地方創生臨時交付金、〔国〕は国庫支出金、〔県〕は県支出金、〔諸〕は諸収入、〔一〕は一般財源の略。

※ 事業名欄の数値の単位は千円。

## 議案第 100 号

### 《令和 5 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）概要》

#### 1 補正予算について

- ・ 国民健康保険税本算定に伴う歳入の所要額を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金を計上
- ・ 新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動に伴う人件費等の補正を計上

#### 2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	5,660,000
補正額	31,421
累計予算額	5,691,421

#### 3 財源内訳

(単位：千円)

国民健康保険税	△81,001
基金繰入金	19,999
一般会計繰入金	△3,873
繰越金	96,296

#### 4 補正項目

(単位：千円)

総務費	補正額：	△3,873
保健事業費	補正額：	50
諸支出金	補正額：	35,244

## 議案第 101 号

### 《令和 5 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）概要》

#### 1 補正予算について

- ・ 人事異動に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、保険料等負担金を計上
- ・ 過年度保険料還付金、還付金に伴う負担金を計上

#### 2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	839,600
補正額	6,196
累計予算額	845,796

#### 3 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	△134
繰越金	4,330
諸収入	2,000

#### 4 補正項目

(単位：千円)

##### ○総務費

- ・ 一般管理費（人件費） . . . . . 補正額： △134

##### ○後期高齢者医療広域連合納付金

- ・ 保険料等負担金 . . . . . 補正額： 3,672

##### ○諸支出金

- ・ 一般会計繰出金 . . . . . 補正額： 658
- ・ 保険料還付金 . . . . . 補正額： 2,000

## 議案第 102 号

### 《令和 5 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）概要》

#### 1 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・地域包括支援センター運営費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う介護給付費の返還金等の補正を計上

#### 2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	8,792,200
補正額	335,510
累計予算額	9,127,710

#### 3 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	1,266
県支出金	633
一般会計繰入金	△13,077
基金繰入金	758
繰越金	345,930

#### 4 補正項目

(単位：千円)

##### 総務費

- ・一般管理費（人件費） 補正額： △3,590

##### 地域支援事業費

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費（人件費） 補正額： △905
- ・包括的支援事業・任意事業費（人件費） 補正額： △9,273
- ・包括的支援事業・任意事業 補正額： 3,290

基金積立金 補正額： 60,485

諸支出金 補正額： 285,503

## 議案第 103 号

### 《令和 5 年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第 1 号）概要》

#### 1 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

#### 2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	485,000
補正額	19,118
累計予算額	504,118

#### 3 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	△4,433
繰越金	23,551

#### 4 補正項目

(単位：千円)

##### 特別養護老人ホーム費

- ・一般管理費（人件費）補正額：△5,257
- ・一般管理費補正額：824

##### 諸支出金

- ・一般会計繰出金補正額：23,551

議案第 104 号

《令和 5 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	741,500
補正額	26,588
累計予算額	768,088

3 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	378
繰越金	26,210

4 補正項目

(単位：千円)

介護老人保健施設費

- ・一般管理費（人件費） 補正額： △585
- ・一般管理費 補正額： 963

諸支出金

- ・一般会計繰出金 補正額： 26,210

# 議案第 105 号

## 《令和 5 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 1 号）概要》

### 【主な内容】

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ボイラー故障による費用の補正を計上
- ・医事業務委託に係る費用の補正を計上
- ・移転新築人件費に係る一般会計繰入金の補正を計上
- ・医療機器購入に係る費用、財源の補正を計上
- ・新両津病院建設事業継続費の補正を計上

### 収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1,690,384	0	1,690,384
支出	1,976,109	△6,021	1,970,088
収支	△285,725	6,021	△279,704

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 1 号	補正後	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1,428,890	0	1,428,890	261,494	0	261,494
支出	1,483,509	8,861	1,492,370	492,600	△14,882	477,718
収支	△54,619	△8,861	△63,480	△231,106	14,882	△216,224

### 資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1,706,166	696	1,706,862
支出	1,582,741	5,393	1,588,134
収支	123,425	△4,697	118,728

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 1 号	補正後	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1,593,749	696	1,594,445	112,417	0	112,417
支出	1,570,194	5,393	1,575,587	12,547	0	12,547
収支	23,555	△4,697	18,858	99,870	0	99,870

### 【両津病院】

- [補正額] ・収益的収入 0千円 ・収益的支出 8,861千円  
 ・資本的収入 696千円 ・資本的支出 5,393千円

- [主な内容] ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正  
 ・ボイラー故障による修繕費を補正増  
 ・医事業務委託増による委託料を補正増  
 ・人事異動による移転新築事業（整備係人件費）に係る一般会計繰入金を補正減  
 ・医療機器（散薬分包機）の購入費及び財源を補正増

### 【相川診療所】

- [補正額] ・収益的収入 0千円 ・収益的支出 △14,882千円  
 [主な内容] ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正

**【新岡津病院建設事業】**

・ 継続費の変更（令和6年度）

（単位：千円）

	R 4	R 5	R 6	R 7	計
変更前	239,867	1,420,239	3,838,052	78,000	5,576,158
変更後	239,867	1,420,239	4,038,052	78,000	5,776,158
増減額	0	0	200,000	0	200,000

外構不足分、変更予定分、労務単価上昇分を積み上げ令和6年度分を補正増 200,000千円

# 議案第 106 号

## 《令和 5 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 1 号）概要》

### 1 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・貸倒引当金繰入額の補正を計上
- ・資産購入費及び備用品費の補正を計上

### 2 予算規模

・ 収益的収支		（単位：千円）			
収入	補正前の額	2,743,268	支出	補正前の額	2,743,268
	補正額	10		補正額	29,894
	累計予算額	2,743,278		累計予算額	2,773,162
・ 資本的収支		（単位：千円）			
収入	補正前の額	1,304,485	支出	補正前の額	2,408,738
	補正額	0		補正額	△231
	累計予算額	1,304,485		累計予算額	2,408,507

### 3 財源内訳（資本的収支）

（単位：千円）

- ・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当 . . . . . △231

### 4 補正内容

（単位：千円）

○ 収益的収入	
・ 人事異動に伴う児童手当増額分の一般会計補助金 . . . . .	10
○ 収益的支出	
・ 人事異動に伴う人件費 . . . . .	△4,343
・ 貸倒引当金繰入額 . . . . .	34,237
○ 資本的支出	
・ 人事異動に伴う人件費 . . . . .	△231
・ 資産購入費 . . . . .	220
・ 備用品費 . . . . .	△220

# 議案第 107 号

## 《令和 5 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）概要》

### 1 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・貸倒引当金繰入額の補正を計上
- ・過年度消費税修正申告に係る特別損失の補正を計上

### 2 予算規模

・収益的収支		(単位：千円)	
収入	補正前の額 3,293,663	支出	補正前の額 3,279,931
	<u>補正額 240</u>		<u>補正額 1,829</u>
	累計予算額 3,293,903		累計予算額 3,281,760
・資本的収支		(単位：千円)	
収入	補正前の額 1,730,714	支出	補正前の額 2,386,087
	<u>補正額 0</u>		<u>補正額 3,178</u>
	累計予算額 1,730,714		累計予算額 2,389,265

### 3 財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ・補てん財源（過年度損益勘定留保資金）充当 | 18,794  |
| ・補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 | △15,616 |

### 4 補正内容

(単位：千円)

#### ○収益的収入

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| ・人事異動に伴う児童手当増額分の一般会計補助金 | 240 |
|-------------------------|-----|

#### ○収益的支出

##### 営業費用

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ・人事異動に伴う人件費     | △1,078 |
| ・最低賃金見直しによる人件費  | 68     |
| ・人事異動に伴う児童手当    | 240    |
| ・貸倒引当金繰入額       | 2,240  |
| ・消費税修正申告による特別損失 | 359    |

#### ○資本的支出

##### 建設改良費

- |             |       |
|-------------|-------|
| ・人事異動に伴う人件費 | 3,178 |
|-------------|-------|